

令和3年 第5回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年5月7日（金） 13時30分
2. 場 所 保内庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

- 事務局長 宇都宮 久昭
 事務局次長 菊池 二郎
 事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 (所有権移転) 7件

議案第 31 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)	22 件
議案第 32 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)	2 件
議案第 33 号	農用地利用配分計画案に関する意見について	2 件
報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	1 件
追加議案第 34 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和 2 年度農業者年金加入実績について
- ・第 6 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 3 年第 5 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は 19 名中、19 名で総会成立の定足数に達しております。

それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「3 番、菊池 眞策委員」、「4 番、樋田 都委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

番号 10、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 28 号、番号 10 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,383 m²」、外
26筆、計「22,270.03 m²」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「譲渡人、譲受人双方の同意により贈
与したい」。譲受人は「後継者として農業に精進したい」であります。

譲受人の経営面積は0a。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条
第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該
当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要
件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。親子
です。「〇〇〇〇」君は、農業大学を卒業した後、数年〇〇〇〇をし
ておりました。この度、後継者として農業を継ぐということで、親か
ら農地の贈与を受けます。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号11、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号11について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,551 m²」、外1筆、計「5,054 m²」3条使用貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、息子に農地を貸し付けたい」。譲受人は「父の農地を借り受け、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積は117.3a。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

13番 それでは説明します。

譲渡人の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。譲受人「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇で、「〇〇〇〇」君は以前、〇〇〇〇の方で働いていたんですが、お父さんが高齢になって、十数年前に帰ってきまして、住所の方は〇〇〇〇になっていますが、結婚を機に子供ができて、子供が小さいうちは、自宅は〇〇〇〇の家なので、学校が近いところがいいとのことで、〇〇〇〇の方に住んでいます。毎日帰ってきて、熱心に農作業に励んでいます。将来の有望な育てですので、よろしく願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 29 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。
番号 3、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 29 号、番号 3 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「685 m²」です。
申請人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。
転用目的「賃貸共同住宅用地」、転用理由、「申請地は利便性も良く、需要が見込まれるため、自己所有地を造成して、賃貸共同住宅を建築したい」とのことです。
参考資料の 1 ページ、位置図をご覧ください。
申請地は〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「準工業地域」にあります。このことから申請地の農地区分は農地法の運用通知により「都市計画法に規定する用途地域内農地」に該当するため、「第 3 種農地」となります。
この第 3 種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。
参考資料の 2 ページから 4 ページに地番地目図及び土地利用計画図等を掲載しておりますのでご確認ください。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 7 番 番号 3 について説明します。
ただいま事務局から説明があったとおりですが、最初、私の所に見知らぬ方から電話がかかってきまして、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんという方でした。それで今度、マンションが建つということで、「〇〇〇〇」さんに確認するのが一番なんですが、息〇〇〇〇子さんに確認しました。息子さん、100m程行った〇〇〇〇の〇〇〇〇をしておりますので、〇〇〇〇の際に人に聞かれないように話をしました。ここは作っていたそうですが、消毒の際に〇〇〇〇に、〇〇〇〇があるのですが、そこの方から洗濯物に匂いがつくなど苦情が寄せられていたそうです。それで、どうしようかと考えた末に今回のマンションの建設に至ったそうです。5 月 5 日、昨日ですが、ちょっと現場を見に行き

ましたら、資料 2 ページですが、〇〇〇〇は先ほど言われました〇〇〇〇で、〇〇〇〇に同じような形をした伊予柑の畑がありますが、〇〇〇〇にも伊予柑という状態です。正直、ちょっと荒れていたようで申し訳ない、どう言おうか悩んだんですけど、どうかよろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、議案第 30 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程致します。
番号 33、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは議案第 30 号について説明します。
番号 33、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「511 m²」、外 5 筆、計「1,632 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「359.9 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

1 番 　　「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さん、この息子さん〇〇〇〇さんという後継者が会社を立ち上げ経営をしているんですけど、今までその 2 人は小作をしていた関係上、もうこの際、「売りたい」「買いたい」ということで、話がまとまりまして、この経緯に至りました。
以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 34 から 35 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号 34 から 35 まで一括して説明します。
番号 34、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「644 m²」、外 1 筆、計「5,961 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「132.8 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
番号 35、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,750 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「17.7 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
「〇〇〇〇」の経営面積は「17.7 a」となっていますが、市外の経営地約「83 a」を耕作しているため、下限面積に問題はありません。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 それでは 34 番、35 番について説明させていただきます。
まず 34 番、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。夫の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇と 2 人で仲良くみかん作りを営んでおりますが、後継者もないことから、農地を縮小したいということで、隣接しております「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇なのですが、まだ若いので農地をちょっと増やしたいということで、この売買価格となっております。
続きまして 35 番、売り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。買い手「〇

〇〇〇」君、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇となっておりますが、3年前まで〇〇〇〇として、〇〇〇〇として活躍されておりました。それで、弟さんが〇〇〇〇で農業を、みかん作りをやっておりますが、弟さんと仲良くみかん作りを〇〇〇〇でやっております。それで、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇なんです、後継者がいないということで、モノラックを共同で買ってもらえないか、どうにかしてもらえないかということで、この売買がまとまりました。売買価格もこのような形となっております。熱心にされている方で、問題ないと思われまますのでよろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 36、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 36、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「64 m²」、外 2 筆、計「833 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「193.8 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

1 2 番 　　「〇〇〇〇」さん、住所は〇〇〇〇になっておりますけど、元々は「〇〇〇〇」さんところの近くに家もありまして、その後、〇〇〇〇の方に出られております。年齢は〇〇〇〇で、こちらの方に帰る気もないということで、「〇〇〇〇」さんに宅地と農地と一緒に買ってくれないかということで、話がまとまりました。元々「〇〇〇〇」さん

が小作していたんですけど、この度、売買ということでこのようなことになりましたので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 37、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 37、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「665 m²」。

　　所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

　　所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

　　「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地「260 a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

　　以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

1 4 番 　　売り手の「〇〇〇〇」さん、現在、〇〇〇〇をしまして、〇〇〇〇です。買い手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。〇〇〇〇でみかん作りされています。この土地なんですが、2018 年の西日本豪雨のときに、園地が崩れ、昨年 11 月に整備されたんですが、「〇〇〇〇」さんの方、作る気が無いということで、隣の「〇〇〇〇」さんが、それだったら私が作りますということで売買の成立となりました。
　　よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 38、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 38、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「479 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「319.9 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

17番 番号 38 について説明します。

この議案は本来、先月の会の議案になるはずでしたが、3月22日のあっせん会議の際に、売買価格をどうするかという点で、決まりませんでしたので、今回の議案となりました。

具体的には当時、事務局の担当者から、最近の〇〇〇〇の売買価格の算出について過去3年間の売買価格をだしていただき、〇〇〇〇より〇〇〇〇という10aの価格となりました。それで今回この土地は4aなので、〇〇〇〇で、少し荒れているので〇〇〇〇という算出です。

「〇〇〇〇」さんはもう〇〇〇〇ですと言われていて、ここは竹が生えていけんようになった、草刈りばかりせんようになった、隣に来ていた「〇〇〇〇」君に作ってくれやと言ったら、作ると言ったそうです。「〇〇〇〇」君は現在、〇〇〇〇などをしており、品評会で賞を受けるなど、大変熱心な方です。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 39、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 39、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,380 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「258.4 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

18番 番号 39 について説明させていただきます。

「〇〇〇〇」さん、高齢のため、徐々に園地を減らしております。借り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですけれど、親子 3 代でばりばりやっております。この土地なんですけど、前に貸していた人が急に辞めるとのことで、「〇〇〇〇」さんが作ってくれということになりまして、お金はいらんということだったんですけど、それはいけんということで〇〇〇〇という値段になっております。

以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」を上程致します。
番号 125、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第 31 号について説明します。
番号 125、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,399
㎡」、外 2 筆、計「3,359 ㎡」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積
「193.1a」、期間「14 年 9 ヶ月」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 8 番 それでは 125 番について説明させていただきます。
借し手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。現在 1 人で農業経営をされて
おり、もう手が回らない、段々縮小していきたい、という希望です。
「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。〇〇〇〇から〇〇〇〇のお父さんと〇〇
〇〇に出作に来られて〇〇〇〇でみかんを増やしたいという希望で
いろいろとがんばって作っておられます。今回 3 筆でしておりますが、
すべて近接園地で「〇〇〇〇」君が近所も作っております。そこで「〇
〇〇〇」さんの方から「〇〇〇〇」君の方に、作ってもらえないかとい
うことで、作りましょうという話になりました。
何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。

議長 続きます、番号 126 についてですが、私の関係する案件となっておりますので、議長を会長職務代理者である清水委員と交代し、退席しますので、休憩とします。

(休 憩)
(「大本 定一委員」退席)

職務代理者 議長を交代し、再開します。

職務代理者 番号 126、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 126、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「609 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「309.3a」、期間「4 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

職務代理者 地元委員の説明を求めます。

10 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんはだいぶ高齢になってきて、ちょっと手が回ってなくて、園地が廃園寸前のところを、〇〇〇〇の「〇〇〇〇」さんが、これではちょっとやばいということで、立ち上がってくれまして、息子さんと相談して、作りましょうということになりました。
以上です。よろしくお願ひします。

職務代理者 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

職務代理者 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

職務代理者 それでは承認することと致します。

職務代理者 議長を交代しますので、休憩とします。

(休 憩)
(「大本 定一委員」着席)

議 長 それでは議長を交代し再開致します。

議 長 番号 127 から 128 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 127 から 128 まで、一括して説明します。
番号 127、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「456 m²」、外 1 筆、計「1,037 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「239.4a」、期間「3 年 8 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 128、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「141 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「276.2a」、期間「令和 4 年 3 月 31 日まで」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 127 番から説明します。
「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんは訳あって農家を辞めることになりました。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんの畑が近所にあります、ちょうど辞めるということで、声がかかったみたいです。「〇〇〇〇」さんは、去年息子さんも帰られて、どんどん畑を増やしているところです。
128 番を説明します。
「〇〇〇〇」さん、先ほど説明したとおりです。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんもちょうど畑が隣同士ということで、「〇〇〇〇」さんが辞めるにあたって、「〇〇〇〇」さんに声がかかって、話が決まっております。「〇〇〇〇」さんも去年息子さんが帰られて、少しずつですけど面積を増やしているところです。
以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 129 から 136 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

番号 129 から 136 まで、一括して説明します。

番号 129、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「984 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「259a」、期間「2年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 130、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「416 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「142.8a」、期間「4年11ヵ月」。

番号 131、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「59 m²」、外 2 筆、計「541 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「64.5a」、期間「4年11ヵ月」。

番号 132、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「264 m²」、外 2 筆、計「729 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「81.3a」、期間「4年11ヵ月」。

番号 133、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「39 m²」、外 1 筆、計「240 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「4年11ヵ月」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地約「100a」を共に耕作しているため、下限面積に問題ありません。

番号134、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「47㎡」、外2筆、計「1,397㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「286.4a」、期間「14年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号135、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「264㎡」、外6筆、計「2,880.45㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「108.3a」、期間「11年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号136、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,109㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「4年11ヵ月」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0a」となっていますが、今回賃貸借する番号136、139の面積を合わせると約「73a」となるため、下限面積に問題ありません。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

12番

129番から136番まで説明いたします。

129番、「〇〇〇〇」さんの相続人「〇〇〇〇」さん。「〇〇〇〇」さん亡くなって年が経つんですけど、この園地は荒れて雑木が生えているような土地だったんですけど、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇くらいなんですけど、隣接の園地を貸借してあたるようになっているんですけど、その園地も荒れていたんですけど、一緒に作りたいということで話がまとまって、園地も綺麗にして作っている状態です。

130番、「〇〇〇〇」さん、133番まであるんですけど、「〇〇〇〇」さん、年齢は〇〇〇〇なんですけど、元々〇〇〇〇として務めておられ

ました。引退した後、奥さんと山の方やっておられたんですけど、奥さんがケガをされて、1人では厳しいということで、130から133番まで園地を地元の方にあたってもらおうかということで、話がきております。

130番の「〇〇〇〇」さんは年齢は〇〇〇〇です。まだまだやれるということで話がまとまっております。

131番の「〇〇〇〇」君、年齢は〇〇〇〇で嫁ももらって子供もできて山の方もがんばっています。父親も元気で、2人でがんばってやっておりますので大丈夫だと思います。

132番の「〇〇〇〇」君、年齢は〇〇〇〇です。〇〇〇〇で〇〇〇〇〇なんかを作って、父親とやっているんですけど、山もお母さんと自分の奥さんとやっておりますので、まだ作る余裕がありますので、やってみようかということで、園地を引き受けてもらっています。

133番の「〇〇〇〇」君は、住所は〇〇〇〇になっていますが、元々は同じ地区のお父さんが「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇くらいなんですが「〇〇〇〇」君はもう3年程前から地元に戻って、園地を手伝っております。近所の評判もいいですし、「〇〇〇〇」さんの土地も隣接しているということで話がまとまっております。

134番、「〇〇〇〇」さん、135番と2件でありますが、「〇〇〇〇」さんは年齢は〇〇〇〇、息子さんは〇〇〇〇に勤めております。「〇〇〇〇」さんの奥さんが体調を壊しまして、山が出来ない状態になっております。それで、息子さんとも相談して、どうするか協議したんですけど、息子さんは引き続き勤めに出たいということで、園地の方いろいろあたっております。それで、この園地は「〇〇〇〇」君、年齢は〇〇〇〇です。〇〇〇〇をやっておられます。それで園地も隣接しているんで作ってみようかということで、話がまとまりました。

135番、「〇〇〇〇」さんの園地なんですけど、「〇〇〇〇」さん、年齢は〇〇〇〇。〇〇〇〇として研修しておられましたが、2年前に独立して、園地を探しておりました。そこで、「〇〇〇〇」さんの園地がでたので、作ってみようかということで、話がまとまりました。

136番、「〇〇〇〇」さんの園地ですが、違う人にあてていたんですけど、その方の父親が亡くなったため園地を整理しておまして、そこで「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇ですが、この園地を作ってみようかということで話がまとまりました。「〇〇〇〇」君も〇〇〇〇として研修をしていたんですけど、今年から独立して農業をやっていこうということでこの園地を作ってみるといことになりました。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 137 から 138 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 137 から 138 まで、一括して説明致します。
番号 137、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,277 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「99.7a」、期間「9 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 138、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「756 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「99.7a」、期間「9 年 11 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 3 番 137 番、138 番、名義人は違いますけど夫婦ですので、一括してご説明したいと思います。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で、〇〇〇〇をしているときにも、山もあんまりできなかつたので、機械等を全部売ってしまったので、農業をやるつもりはないということで、近所の「〇〇〇〇」さんに山を管理してもらえないかということで、お願いしたそうです。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で 2 年前まで 6 年間、〇〇〇〇、〇〇〇〇もやられて、〇〇〇〇もやられておられました。大変優秀な方ですので、よろしく

お願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 139 から 141 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

番号 139 から 141 まで、一括して説明致します。

番号 139、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,081 m²」、外 1 筆、計「4,233 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「9 年 11 ヶ月」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0a」となっていますが、今回賃貸借する番号 136、139 の面積を合わせると約「73a」となるため、下限面積に問題ありません。

番号 140、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,378 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「348.2a」、期間「5 年 11 ヶ月」。

番号 141、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,872 m²」、外 4 筆、計「5,051 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「199.5a」、期間「8 年 11 ヶ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

14番 139番から141番について、一括して説明させていただきます。
139番、貸し手の方「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。借り手の方「〇〇〇〇」さん、先ほどの136番の案件と一緒に、〇〇〇〇で研修を終了し、〇〇〇〇を希望していたところ、この土地がでたので、今回の契約となっています。

140番、貸し手の方「〇〇〇〇」さん、今年の1月に病気で入院されて、土地を貸したいということで、地元の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。今、ばりばりやられてる方なので大丈夫です。

141番、貸し手の方「〇〇〇〇」さん、昨年から体調を崩されて、もうできないということで、親戚の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。〇〇〇〇でやられています。問題ないと思います。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号142、事務局の説明を求めます。

事務局 番号142、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「445㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「16.2a」、期間「4年11ヵ月」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「16.2a」となっていますが、〇〇〇〇で経営地約「160a」を耕作しているため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16番 貸し手の「〇〇〇〇」さんは、高齢により規模縮小ということです。借り手の「〇〇〇〇」さんは今年、〇〇〇〇を定年退職されました。まだまだ元気ですので、面積をもっと増やしたいということです。〇〇〇〇をされていた方なので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号143、事務局の説明を求めます。

事務局 番号143、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「5,965 m²」、外2筆、計「7,963 m²」、新規の使用貸借です。利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「1,402.3a」、期間「9年11ヵ月」。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 番号143について説明します。

この左側から4行目の登記簿が山林となっておりますけど、この件につきまして、4月8日、事務局と一緒に現場を視察しました。それで4月28日、久しぶりの雨でしたが、この日に2人の方の自宅に行って話を聞きにいきました。貸し手の「〇〇〇〇」さんは、手が回らなくなったとのことでした。「〇〇〇〇」さんは留守だったので、電話で話を聞きました。「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」さんから、畑

を減らしたいから作ってくれないかと言われたそうです。品種は極早生、早生、20号、石地とのことです。

よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号144から146まで、再設定の案件となっています。事務局の説明を求めます。

事務局 番号144以降は再設定及び再設定扱いの案件となっています。番号144、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「726㎡」外1筆、計「1,879㎡」。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「410.8a」、期間「9年11ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以降の説明は省略します。

以上です。

議長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議長 番号144から146まで、承認することにご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程致します。
番号 10 から 11 まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは議案第 32 号について説明します。こちらは農地中間管理
機構を通した貸借となっています。
番号 10 から 11 まで、一括して説明します。
番号 10、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,008
㎡」、外 1 筆、計「4,139 ㎡」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「165a」、
期間「4 年 8 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 11、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,780
㎡」、外 1 筆、計「2,879 ㎡」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「80.4a」、
期間「4 年 8 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 10 番 番号 10、11 は中間管理機構を通した案件となっております。
10 番、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。体調不良で規模を縮小したい
ということで、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。ばりばりの若手でござい
ます。今、面積を増やしているところでございます。
11 番、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。
この方は〇〇〇〇として今年から新規就農しました。「〇〇〇〇」さ
んのところに研修に入っていたということで、「〇〇〇〇」さんの園
地を借り受けたということです。
以上です。よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 33 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を上程致します。

番号 2 から 3 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 33 号について説明します。

こちらは農地中間管理機構を通して貸借した農地について、別の担い手に利用権を移転する案件です。

番号 2 から 3 まで、一括して説明します。

番号 2、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「917 m²」、外 1 筆、計「2,258 m²」、移転の使用貸借です。

権利の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

経営面積「0a」、期間「3 年 9 ヶ月」。

番号 3、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「4,241 m²」、外 1 筆、計「4,874 m²」、移転の賃貸借です。

権利の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

経営面積「0a」、期間「3 年 9 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0a」となっていますが、今回賃貸借する番号 136、139 の面積を合わせると約「73a」となるため、下限面積に問題ありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 7 番 番号 2 から 3 について説明します。

先ほど事務局から説明があった通りです。2 と 3 の土地は現在、〇〇〇〇が借りて栽培しているところです。〇〇〇〇である「〇〇〇〇」君が栽培するということです。先ほど議案第 31 号、番号 136、139 で出てきました。「〇〇〇〇」君の自宅に行き話を聞きました。先ほど話ありましたが、今年〇〇〇〇ということで、一昨年 9 月まで 5 年間勤めていて、事務員をしながら、たまに山に行っていたそうです。

よろしく申し上げます。

- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは報告第 4 号について説明します。
番号 16、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「511 m²」、外 5 筆、計「1,632 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
解約の理由「売買契約を締結するため」であります。
以上です。
- 議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。
- 議 長 追加議案がありますので、議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程致します。
番号 40、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは議案第 34 号について説明します。
番号 40、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「341 m²」、外 2 筆、計「1,299 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「262.8 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18番 売り手の「〇〇〇〇」さんは、高齢で病弱でございます。ぼちぼち畑を減らしているところです。買い手の「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。〇〇〇〇で地元では優秀な農家であります。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時50分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年5月7日

会 長 大本 定一

議事録署名人 菊池 眞策

議事録署名人 樋田 都